

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年11月28日
【発行者の名称】	株式会社LOOPPLACE (LOOPPLACE INC.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 飯田 泰敬
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田神保町一丁目50番地6階
【電話番号】	03-6206-8422
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 氏家 裕二
【担当J-Adviserの名称】	Jトラストグローバル証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 矢田 耕一
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿4-20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー7階
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.jtg-sec.co.jp/index.htm
【電話番号】	03-4560-0200 (代表)
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社LOOPPLACE https://looplace.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第29期（中間）	第27期	第28期
決算年月	2025年8月	2024年2月	2025年2月
売上高（千円）	2,174,316	2,347,219	2,374,717
経常利益（千円）	322,016	149,655	90,018
当期（中間）純利益（千円）	212,022	106,427	59,725
資本金（千円）	50,000	50,000	50,000
発行済株式総数（株）	1,000,000	1,000,000	1,000,000
純資産額（千円）	1,169,075	897,327	957,052
総資産額（千円）	3,250,767	2,637,061	3,824,520
1株当たり純資産額（円）	1,169.08	897.33	957.05
1株当たり配当額 （うち1株当たり 中間配当額）（円）	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期（中間） 純利益金額（円）	212.02	106.43	59.73
潜在株式調整後1株当たり 当期（中間）純利益金額（円）	—	—	—
自己資本比率（%）	36.0	34.0	25.0
自己資本利益率（%）	19.9	12.6	6.4
株価収益率（倍）	—	—	—
配当性向（%）	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー（千円）	1,103,792	△ 281,197	△ 739,307
投資活動による キャッシュ・フロー（千円）	△ 50,130	△ 5,701	△ 486,915
財務活動による キャッシュ・フロー（千円）	△ 924,350	580,036	1,100,222
現金及び現金同等物 の期末残高（千円）	1,050,321	1,047,009	921,008
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用人員〕（名）	38 〔—〕	36 〔—〕	34 〔—〕

（注）1. 当社は第29期中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

2. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期（中間）純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
6. 株価収益率については、第27期から第29期中間期は当社株式が非上場であったため記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人数を〔 〕内に外数で記載しております。
8. 「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第28期の財務諸表については、PwC Japan有限責任監査法人の監査を受けておりますが、第27期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。また、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間（2025年3月1日から2025年8月31日まで）の中間財務諸表については、PwC Japan有限責任監査法人の期中レビューを受けております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2025年8月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
38	38.6	5.2	5,760

セグメントの名称	従業員数(名)
建築マネジメント事業	23
不動産ソリューション事業	9
全社(共通)	6
合計	38

- (注) 1 従業員数は就業人員数を記載しております。
従業員数は契約社員を含めております。
- 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
- 3 全社（共通）は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間（2025年3月1日～2025年8月31日）におけるわが国経済は、米国の通商政策等による影響が一部にみられるものの、雇用・所得環境の改善により緩やかに回復してまいりました。先行きについても引き続き緩やかに回復していくことが期待される一方で、物価上昇の継続による消費者マインドの低下リスクによる影響を鑑みると、依然として不透明な状況が続いております。

当社が属する不動産業界につきましては、東京都心5区のオフィスビルの平均空室率は2.85%（前年同月比1.91%減）、平均賃料は21,027円/坪（前年同月比4.59%増）となり、いずれも持続的に改善してまいりました（三鬼商事株式会社調べ）。コロナ後の出社回帰が増える中でオフィスを単なる「コスト」ではなく事業成長や従業員への「投資」と位置づけ、従業員が自発的に出社したくなる環境を整備する企業が増える状況となっております（三菱地所リアルエステートサービス株式会社「OFFICE MARKET REVIEW 2024」出所）。

建設業界におきましては、2025年上期（1月～6月）の建設工事の受注高は前年比8.2%増の64兆3,109億円となりました（国土交通省総合政策局情報政策課「国土交通月例経済」出所）。しかしながら、資材の高騰や建設業就業者の高齢化、2024年4月から始まった時間外労働の上限規制等、依然として厳しい経営環境となっております。

このような市況の中、当社が得意とする古い建物や空間を活かす不動産再生の分野において、ミッションである「はたらく場を、好きな場へ。」、ビジョンである「既存の場を、おもしろくする。」を掲げ、空間価値の創造に注力してまいりました。2025年3月にはgran+（※）KANDA（グランプラス・神田）、同年4月にはgran+（※）GINZA-EAST（グランプラス・銀座イースト）の再生・売却を完了しております。

（※）「gran+」は、築古ビルを取得・企画・設計・施工まで一貫して行い、デザイン性の高いセットアップオフィスへと再生する当社のブランドです。

以上から、売上高は2,174,316千円、営業利益は338,400千円、経常利益は322,016千円、中間純利益は212,022千円となりました。

なお、当社は、当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期との比較は行っておりません。また、セグメント別の売上高等は次のとおりであります。

（建築マネジメント事業）

当中間会計期間における建築マネジメント事業においては、従来の取引先からの受注拡大を図ることに加え、不動産ソリューション事業で培った築古ビル再生ノウハウをドアノックツールとして資産管理会社及び不動産オーナーなどからの新規受注拡大に取り組んでまいりました。その結果、売上高は752,480千円、セグメント利益は150,175千円となりました。

（不動産ソリューション事業）

当中間会計期間における不動産ソリューション事業においては、築古ビル再生の当社ブランドであるgran+シリーズの売却が2棟行われ、プロジェクトストックは2棟となりました。その結果、セグメント売上高は1,419,125千円、セグメント利益は287,090千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前事業年度末と比べ129,312千円増加し、1,050,321千円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は、1,103,792千円となりました。これは主に、完成工事未収入金等の増加49,425千円や販売用不動産の減少829,902千円などがあったことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果支出した資金は、50,130千円となりました。これは主に、定期預金の預け入れによる支出50,250千

円があったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果支出した資金は、924,350千円となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出779,769千円、短期借入金の純減額による支出344,581千円があったことによるものです。

なお、当社は、当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期との比較は行っておりません。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

当中間会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
建築マネジメント事業	990,219	—	493,226	—

- (注) 1. セグメント間取引については相殺消去しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3. 不動産ソリューション事業は受注形態をとらないため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当中間会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
建築マネジメント事業	752,480	—
不動産ソリューション事業	1,419,125	—
報告セグメント計	2,171,605	—
その他事業	2,711	—
合計	2,174,316	—

- (注) 1. セグメント間取引については相殺消去しております。
2. 当中間会計期間は中間財務諸表の作成初年度であるため、前年同期比は記載しておりません。
3. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	当中間会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)
A社	707,244	32.5
B社	677,747	31.2
野村不動産パートナーズ株式会社	452,712	20.8

4. 割合が100分10未満の場合は記載を省略しております。
5. A社およびB社については、契約上守秘義務が課されていることから社名の公表は控えさせていただきます。

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社の対処すべき課題等について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生はありませんが、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

J-Adviserとの契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。当社では、Jトラストグローバル証券株式会社を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2023年8月21日にJトラストグローバル証券株式会社との間で、J-Adviser契約（以下「当該契約」という。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本書公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、Jトラストグローバル証券株式会社（以下「乙」という。）はJ-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後3年間に於いて債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下「産活法」という。）第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）、産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産活法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）本号但し書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。） 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
 - （a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - （b）甲が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
 - （a）TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - （b）前 a の（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないこと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたことと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株式に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株式を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - （a）TOKYO PRO Marketの上場株式
 - （b）特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株式
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

d TOKYO PRO Marketに上場している株式について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e TOKYO PRO Marketに上場している株式より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株

主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株式の全部を取得する場合。

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. 甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 本契約を解除する場合、特段の事情の無い限り、乙は予め本契約を解除する旨を東証に通知する。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者はこれらの見積りについて、過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産は2,788,739千円となり、前事業年度末に比べ584,622千円減少いたしました。これは主に、現金及び預金が179,563千円、完成工事未収入金等が51,844千円増加した一方、販売用不動産が829,902千円、その他が3,626千円減少したことによるものであります。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産は462,027千円となり、前事業年度末に比べ10,868千円増加いたしました。これは主に、繰延税金資産が14,069千円増加した一方、建物及び建物附属設備が2,014千円減少したことによるものであります。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債は1,197,209千円となり、前事業年度末に比べ145,206千円減少いたしました。これは主に、未払法人税等が120,362千円、1年内返済予定の長期借入金が48,020千円増加した一方、短期借入金が344,581千円、契約負債が38,509千円減少したことによるものであります。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債は884,481千円となり、前事業年度末に比べ640,569千円減少いたしました。これは主に、長期借入金が627,789千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産合計は1,169,075千円となり、前事業年度末に比べ212,022千円増加いたしました。これは主に、中間純利益を212,022千円計上したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1)業績」をご参照下さい。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】(2) キャッシュ・フローの状況」をご参照下さい。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(2025年8月31日)(株)	公表日現在発行数(2025年11月28日)(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	4,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	—	—

(注) 1. 未発行株式数には新株予約権の行使により発行される予定の普通株式96,200株が含まれております。

(2) 【新株予約権等の状況】

第1回新株予約権(2021年6月15日臨時株主総会決議)

区分	中間会計期間末現在(2025年8月31日)	公表日の前月末現在(2025年10月31日)
新株予約権の数(個)	531(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	53,100(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,344(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 2023年7月16日 至 2031年7月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,344 資本組入額 672	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が(株式無償割当を含む。)株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時

点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に（1）に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、1,344円とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査等委員、執行役員、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役・監査等委員の任期満了による退任または定年退職の場合、あるいは、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

② 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。

③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。

4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

2023年7月16日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、2031年7月15日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

前記3に準じて決定する。

⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

下記に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権の取得事由

下記に準じて決定する。

- i 新株予約権者が権利行使をする前に、再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、再編対象会社取締役会決議がなされた場合）は、再編対象会社は無償で新株予約権を取得することができる。
- ii 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、再編対象会社は無償で新株予約権を取得することができる。

第2回新株予約権（2024年12月13日臨時株主総会決議）

区分	中間会計期間末現在 (2025年8月31日)	公表日の前月末現在 (2025年10月31日)
新株予約権の数(個)	431 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注) 1	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	43,100 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,344 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	自 2026年12月14日 至 2034年12月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,344 資本組入額 672	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権の数

新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が（株式無償割当を含む。）株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

2. 新株予約権行使時の払込金額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に（1）に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、1,344円とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{1\text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権の行使は、当社の普通株式に係る株式がいずれかの金融商品取引所（ただし、TOKYO PRO Marketその他のプロ投資家向け市場（金融商品取引法第2条第32項に定められている特定取引所金融商品

市場をいう。)を除く。)に上場することを条件とする。

- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2018年7月30日(注)	999,800	1,000,000	—	50,000	—	—

(注) 普通株式1株を5,000株とする株式分割による増加であります。

(7) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
株式会社成和	埼玉県川口市戸塚南一丁目14番19号	700,000	70.00
飯田 泰敬	埼玉県川口市	299,900	29.99
正栄産業株式会社	富山県富山市二口町5-9-10	100	0.01
計		1,000,000	100.00

(注) 1. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2. 株式会社成和は、当社の代表取締役である飯田泰敬氏の資産管理会社であります。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,000,000	10,000	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,000,000	—	—
総株主の議決権	—	10,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年5月	2025年6月	2025年7月	2025年8月	2025年9月	2025年10月
最高(円)	—	—	—	—	—	930
最低(円)	—	—	—	—	—	930

(注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

2. 当社株式は2025年10月21日付で東京証券取引所(TOKYO PRO Market)へ上場したため、それ以前の株価について該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度に係る発行者情報の公表後、本発行者情報公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第6 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

(2) 中間財務諸表については、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、中間会計期間(2025年3月1日から2025年8月31日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年2月28日)		当中間会計期間 (2025年8月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金		997,061		1,176,625
電子記録債権		3,729		1,309
完成工事未収入金等		89,922		141,767
契約資産		49,190		49,033
販売用不動産	※1	2,217,248	※1	1,387,345
未成工事支出金		1,802		1,431
前渡金		—		18,500
前払費用		9,918		11,866
その他		4,488		861
流動資産合計		3,373,361		2,788,739
固定資産				
有形固定資産				
建物及び建物附属設備（純額）	※1、2	65,589	※1、2	63,575
車両運搬具（純額）	※2	0	※2	0
工具、器具及び備品（純額）	※2	1,473	※2	1,289
土地	※1	364,295	※1	364,295
有形固定資産合計		431,359		429,160
無形固定資産				
商標権		1,837		1,703
ソフトウェア		3,877		3,336
無形固定資産合計		5,715		5,039
投資その他の資産				
出資金		210		210
長期前払費用		1,280		953
繰延税金資産		5,979		20,049
その他		6,614		6,614
投資その他の資産合計		14,084		27,826
固定資産合計		451,159		462,027
資産合計		3,824,520		3,250,767

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年2月28日)	当中間会計期間 (2025年8月31日)
負債の部		
流動負債		
工事未払金	64,378	74,453
短期借入金	※1 344,581	—
1年内返済予定の長期借入金	※1 839,854	※1 887,874
未払金	16,336	19,091
未払費用	9,846	11,802
未払法人税等	3,548	123,911
契約負債	41,529	3,020
預り金	4,601	5,903
賞与引当金	14,650	16,030
完成工事補償引当金	3,090	7,640
その他	—	47,482
流動負債合計	1,342,416	1,197,209
固定負債		
長期借入金	※1 1,478,433	※1 850,644
その他	46,618	33,837
固定負債合計	1,525,051	884,481
負債合計	2,867,467	2,081,691
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
利益剰余金		
その他利益剰余金	907,052	1,119,075
繰越利益剰余金	907,052	1,119,075
利益剰余金合計	907,052	1,119,075
株主資本合計	957,052	1,169,075
純資産合計	957,052	1,169,075
負債純資産合計	3,824,520	3,250,767

② 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
売上高	2,174,316
売上原価	1,681,345
売上総利益	492,971
販売費及び一般管理費	※ 154,570
営業利益	338,400
営業外収益	
受取利息及び配当金	993
受取事務手数料	281
その他	56
営業外収益合計	1,331
営業外費用	
支払利息	17,536
その他	178
営業外費用合計	17,715
経常利益	322,016
税引前中間純利益	322,016
法人税、住民税及び事業税	124,063
法人税等調整額	△ 14,069
法人税等合計	109,994
中間純利益	212,022

③ 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	322,016
減価償却費	2,874
長期前払費用償却	326
賞与引当金の増減額(△は減少)	1,380
完成工事補償引当金の増減額(△は減少)	4,549
受取利息及び配当金	△ 993
支払利息	17,536
完成工事未収入金等の増減額(△は増加)	△ 49,425
契約資産の増減額(△は増加)	157
未成工事支出金の増減額(△は増加)	371
販売用不動産の増減額(△は増加)	829,902
前渡金の増減額(△は増加)	△ 18,500
前払費用の増減額(△は増加)	△ 3,193
工事未払金の増減額(△は減少)	10,075
未払金の増減額(△は減少)	2,755
契約負債の増減額(△は減少)	△ 38,509
預り金の増減額(△は減少)	1,301
その他	37,909
小計	1,120,536
利息及び配当金の受取額	840
利息の支払額	△ 15,750
法人税等の支払額	△ 1,833
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,103,792

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△ 50,250
貸付金の回収による収入	120
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 50,130
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△ 344,581
長期借入金の借入による収入	200,000
長期借入金の返済による支出	△ 779,769
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 924,350
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	129,312
現金及び現金同等物の期首残高	921,008
現金及び現金同等物の期末残高	※ 1,050,321

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

当中間会計期間(自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)

当社は、営業外費用の「租税公課」について、重要性が増したため当中間会計期間より販売費及び一般管理費に計上することとしました。

(貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年2月28日)	当中間会計期間 (2025年8月31日)
販売用不動産	2,217,248千円	1,387,345千円
建物及び建物附属設備(純額)	50,907千円	49,375千円
土地	364,295千円	364,295千円
計	2,632,451千円	1,801,016千円

	前事業年度 (2025年2月28日)	当中間会計期間 (2025年8月31日)
短期借入金	310,000千円	一千円
1年内返済予定の長期借入金	738,068千円	776,657千円
長期借入金	1,107,065千円	537,531千円
計	2,155,133千円	1,314,188千円

※2 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りです。

	前事業年度 (2025年2月28日)	当中間会計期間 (2025年8月31日)
減価償却累計額	11,200千円	13,398千円

(損益計算書関係)

※ 販売費および一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
賞与引当金繰入額	5,427千円
完成工事補償引当金繰入額	4,549 "
退職給付費用	994 "
減価償却費	2,582 "

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
現金及び預金	1,176,625千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△126,303 〃
現金及び現金同等物	1,050,321千円

(金融商品関係)

1 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2025年2月28日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)長期借入金 (1年内返済予定を含む)	2,318,287	2,302,150	△16,136
負債計	2,318,287	2,302,150	△16,136

当中間会計期間(2025年8月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)長期借入金 (1年内返済予定を含む)	1,738,518	1,725,185	△13,332
負債計	1,738,518	1,725,185	△13,332

(注1)「現金及び預金」「電子記録債権」「完成工事未収入金等」「契約資産」「工事未払金」「短期借入金」「未払金」「未払費用」「未払法人税等」については、現金であること及び短期間で決済され、時価が帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

出資金

これらの時価は市場価格のない株式等であるため、時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない出資金の貸借対照表計上額は以下の通りです。

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2025年2月28日)	当中間会計期間 (2025年8月31日)
出資金	210	210
計	210	210

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2025年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	997,061	—	—	—
電子記録債権	3,729	—	—	—
完成工事未収入金等	89,922	—	—	—
契約資産	49,190	—	—	—
合計	1,139,903	—	—	—

当中間会計期間(2025年8月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,176,625	—	—	—
電子記録債権	1,309	—	—	—
完成工事未収入金等	141,767	—	—	—
契約資産	49,033	—	—	—
合計	1,368,734	—	—	—

(注3) 短期借入金、長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度(2025年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	344,581	—	—	—	—	—
長期借入金(※1)	839,854	868,577	448,233	66,268	56,308	39,047
合計	1,184,435	868,577	448,233	66,268	56,308	39,047

当中間会計期間(2025年8月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金(※1)	887,874	156,644	448,691	79,908	70,348	95,053
合計	887,874	156,644	448,691	79,908	70,348	95,053

(※1) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金も含まれております。

2 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度(2025年2月28日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金(※)	—	2,302,150	—	2,302,150
負債計	—	2,302,150	—	2,302,150

(※) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当中間会計期間(2025年8月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金(※)	—	1,725,185	—	1,725,185
負債計	—	1,725,185	—	1,725,185

(※) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりです。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

当中間会計期間(自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	中間 損益計算書 計上額 (注3)
	建築マネジ メント事業	不動産ソリ ューション事業	計				
売上高							
顧客との契約から 生じる収益	752,480	1,384,992	2,137,472	—	2,137,472	—	2,137,472
その他の収益 (注4)	—	34,133	34,133	2,711	36,844	—	36,844
外部顧客への売上高	752,480	1,419,125	2,171,605	2,711	2,174,316	—	2,174,316
セグメント間の内部 売上高又は振替高	186,156	—	186,156	—	186,156	△186,156	—
計	938,636	1,419,125	2,357,761	2,711	2,360,473	△186,156	2,174,316
セグメント利益又はセ グメント損失(△)	150,175	287,090	437,266	△3,132	434,134	△95,733	338,400

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、本社事務所における不動産賃貸収入であります。

2. セグメント利益又はセグメント損失(△)の調整額△95,733千円は、セグメント間内部売上高消去△186,156千円及び原価151,471千円、各報告セグメントに配賦しない全社費用△108,741千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

3. セグメント利益又はセグメント損失(△)は、中間損益計算書の営業利益と調整を行っております。

4. その他の収益は、主に「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれる不動産賃貸収入であります。

【関連情報】

当中間会計期間(自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
東苧株式会社	707,244	不動産ソリューション事業
Sanyoホールディングス株式会社	677,747	不動産ソリューション事業
野村不動産パートナーズ株式会社	452,712	建築マネジメント事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当中間会計期間(自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当中間会計期間(自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当中間会計期間(自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当中間会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
1株当たり純資産額	1,169.08円
1株当たり中間純利益	212.02円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であったため期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
1株当たり中間純利益金額	
中間純利益(千円)	212,022
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	212,022
普通株式の期中平均株式数(株)	1,000,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	第1回新株予約権(新株予約権の数 53,100株) 第2回新株予約権(新株予約権の数 43,100株) なお、概要は、(ストック・オプション等関係)に記載のとおりです。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年11月26日

株式会社LOOPLACE

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

岩崎 亮一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

廣澤 英明

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社LOOPLACEの2025年3月1日から2026年2月28日までの第29期事業年度の中間会計期間（2025年3月1日から2025年8月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社LOOPLACEの2025年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結

論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上